



「測圖法」に基づき国土地理院承認(使用) R 5.1Hs 635
 この地図は、国土地理院長の承認を得て、国土院発行の電子地形図を用いて作成したものである。
 第三者から権利を主張する場合は、国土地理院長の承認を得なければならぬ。